

2014年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(未 修 者)

以下に続く資料は、2014年3月3日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、あらかじめご了承ください。

<公式サイトURL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/>

<一橋大学学術総合システム Mercas (Web シラバス)>

<https://mercas.hit-u.ac.jp/>

ID、パスワードの入力なしでログインしても閲覧ができます。

2014/3/3 現在

憲法Ⅰ 渡邊康行

まずは、教科書（芦部信喜／高橋和之補訂『憲法〔第5版〕』）を通読しておいてください。はじめて憲法を学ぶ人にとっては、記述が簡潔すぎてわかりにくいかもしれませんが、ともかく丁寧に一通り読んでみてください。この授業で扱うのは、第5章～10章と13章です。そこで取り上げられている判例のいくつかについて、憲法判例百選で事実の概要・判旨などに当たってみるとよいでしょう。完全に理解できなくてもかまいません。憲法、特に人権分野の全体像について、大まかなイメージをつかんでもらえればと思います。

第1回の授業は、第5章を予定しています。授業は、回数が限られていますので、かなりの速度で進んでいくことになると思います。自学自修がとても大切です。

〔教科書〕

芦部信喜／高橋和之補訂『憲法〔第5版〕』（岩波書店、2011年）

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ〔第6版〕』（有斐閣、2013年）

〔推薦図書〕

入門書としては、たとえば、安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本』（有斐閣、2011年）があります。参考書は沢山ありますが、最新のものとして、毛利透ほか『憲法Ⅱ 人権』（有斐閣、2013年）を挙げておきます。

+++++

民法Ⅰ 角田美穂子

教科書として、佐久間毅『民法の基礎1 総則〔第3版〕』（有斐閣）、同『民法の基礎2 物権』（有斐閣）を用います。

講義は、予習を前提に、基本的な知識が定着しているか否かを確認する場と心得てください。講義では、時に教科書から脱線して身近なケースを取り上げ、意見交換も行う予定です。

教科書を熟読し、条文を確認したうえで講義に臨んでください。

● 予習指示

第1回の講義は、民法とは何か、基本的な概念、基本原則について検討します。この点に関する教科書の記述(14頁まで)はあまり充実していないので、各

自分で手元にある基本書をもう一度確認しておいてください。その上で、次の設例について考えを巡らせておいてください。

●設問●

ひとり暮らしの A さん（60 歳）は、チワワ（3 歳）を飼っていた。A さんの隣家には、B さん（70 歳）宅があり、トイ・プードル（4 歳）を飼っていた。B さんは、夜の間プードルを鎖につなぐことなく庭に寝かせており、朝になるとプードルに首輪をつけるというのが日課になっていた。ある朝、B さんがプードルに首輪をつなげようと庭に出たところ、プードルは逃げ出し、門につけてあった犬用のくぐり戸を抜け、ちょうど A さんと散歩に出ようとしたチワワに噛みついた。その結果、チワワは入院をして手術を要する全治 10 日間の重傷を負い、治療費として 20 万円を要した。さらに、A さんは目の前で大事な飼い犬が噛まれている様子を見て、大きな精神的ショックを受けた。この場合、法律上、A さんとチワワは、誰に対して、何ができるであろうか。

●新学期までの過ごし方——とくに初学者の方へのお勧め

山下純司・島田聡一郎・宍戸常寿『法解釈入門』（有斐閣）

道垣内弘人『リーガルベイス・民法入門』（日本経済新聞社）

+++++

民法Ⅱ 小野秀誠

すでに各自もっているテキスト、または、新学期から使用する予定のテキスト（滝沢昌彦ほか・ハイブリット民法(4) 債権各論、(2007 年) 法律文化社）を読んで、新学期からの講義に備えてください。新学期には、毎回かなりの頁を読むことが必要になります。初めて法律の学習に接する未修の場合には、むずかしく違和感を感じるかもしれません。わからないことがあるのは当然ですから、とばしても構いません。どこにどういう事柄が書いてあるということにも注意をして読んでください。

日本の民法の体系は、パンデクテン体系といいます。まず、全体の体系を理解しましょう。

+++++

民法Ⅳ 羽生香織

〔予習内容〕

テキストとして、前田陽一・本山敦・浦野由紀子『民法Ⅵ親族・相続』（有斐閣、2012年）を使用します。講義は、教科書をよく読んできていることを前提に進めます。まずは、教科書を通読してください。

〔推薦図書〕

参考図書として、二宮周平『家族と法—個人化と多様化の中で』（岩波新書、2007年）を指定します。民法（親族・相続）を考察する上で重要な視点が提示されています。

+++++

刑法Ⅰ 橋本正博

〔予習内容〕

とくに立ち入った予習は求めませんが、問題意識をもっていただくため、初回には少し抽象的な問いを投げかけてみますので、自分なりの答えを考えておいてください。何らかの勉強をしたことのある人は法律的に、そうでない人は常識的なところでかまいません。その問いとは、「他人に作曲させた曲を自己の創作であるとして発表した行為は犯罪か」というものです。

第1回の授業では、刑法や判例に関連した情報の調べ方について概略を説明した後、この問いへの解答をもとに、「刑法」の構成や「刑法各論」の全体像、刑法の解釈のあり方などを考えていく予定です。

教科書として、佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義 総論・各論』第2版（2013年、有斐閣）を指定していますが、初回の授業で参照を求める予定はありません。また、法令集も、この科目に関しては初回に準備する必要はありません。

〔推薦図書〕

井田良『基礎から学ぶ刑事法（第5版）』有斐閣、2013年

刑法だけでなく刑事訴訟法や刑事政策学を含む刑事法の全体像を描いた入門書です。入門書とはいえ、とくにPart7などでは、通常の教科書・概説書では触れられないような内容に及んでいます。既に刑法を勉強したことがある人にも随所に参考になることがあるのではないかと思います。初学者には、ひとつひとつを理解することにあまりこだわらず、一通り読んでからまた読み返してみることをおすすめします。

+++++

導入ゼミ 田中良弘

下記事例を読み、民法のどの条文が問題になっているか、六法をよく見て考えてください。法律知識を求めるものではなく、事案を正しく読み、条文や判例、学説などを調査するための事例ですので、現時点では分からなくても当然です。自分なりに考えてみてください。

また、Yが主張している登記費用や売却手数料の金額についても、調べてみてください。

それ以外に文献等を読んでおく必要は特にありませんが、まったくの初学者で、法律の勉強の仕方自体が分からず不安だという人は、以下の文献を読んでおくといよいでしょう。ただし、授業で教科書として用いるものではありませんので、注意してください。

- ・道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に』（弘文堂）
- ・福本知行『法学学習のツボとコツ - 法令・判例読解指南書』（法律文化社）

【事例】 ※X・Yは一般人のため、法律用語を正確に用いていない可能性があります。

[Xの言い分]

私は、平成25年末に亡くなった一橋健太の次男の一橋二郎です。母は十年以上前に亡くなっており、父の血縁者は、私のほか、長男の一橋太郎と長女の一橋三恵、次女の津田四子がいるだけです。父が亡くなった際、財産といえるものは父の自宅の土地建物だった本件不動産だけでした。遺言書はありましたが、遺産は兄弟で仲良く分けるようにと書かれていたほかは、太郎を遺言執行者として指名していただけでした。その後、本件不動産を売却して代金を4人で等分することになり、遺言執行者の太郎が本件不動産を売却しました。その際、私と三恵、四子は、太郎に本件不動産の売却に関する委任状を渡しています。それなのに、太郎は、なんだかんだ言い訳をして私に遺産を渡そうとしません。これ以上話し合いをしても埒があきませんので、裁判をして、父の遺産をきちんと分けてもらいたいと思います。また、太郎が言っている費用や報酬についても、はっきりしてもらいたいと思います。

[Yの言い分]

私は、一橋健太の長男の一橋太郎です。私は、父の遺言により遺言執行者に指名されましたが、父の死後に皆で話し合った結果、本件不動産を売却して代金を4人で分けることになったので、私が手続をすることになりました。不動

産業者に相談したところ、いったん相続人の共有名義にしたほうが良いと言われたので、私が登記手続をして、本件不動産をきょうだい 4 人の共有名義にしました。その後、二郎・三恵・四子から本件不動産の売却に関する委任状をもらい、それを使って本件不動産を売却して 3000 万円を受け取ったことは事実です。しかし、領収証を残していないので細かい数字はわかりませんが、不動産の登記手続をしたり、売却をしたりするのに費用や手数料がかかっていますし、そのために私がいろいろと動いた報酬ももらわなければならないので、代金から計 200 万円を差し引くことにしました。本件不動産の代金 3000 万円から費用や報酬として計 200 万円を差し引き、一人あたり 700 万円になったことについては、皆に手書きのメモを渡していますし、三恵には既に 700 万円を振り込みました。しかし、以前に四子から二郎に 700 万円を貸していると聞いたので、四子から頼まれたわけではありませんが、きょうだい間のお金の貸し借りを清算するのも遺言執行者の役目だと思い、二郎にお金は渡さないことにしました。なお、四子は私に委任状を渡した直後に夫の津田梅男の仕事の関係でどこか知らない国に行ってしまう、まったく連絡がとれないので、四子のお金は仕方なく私が預かっています。